

石狩管内公立小中学校事務職員研修会市町村実践交流（就学援助制度）レポート

市町村名（石狩市）

○平成 26 年度以降の取組状況について

平成 27 年度から市の就学援助事務電算システムが更新されることになり、それに伴い学用品費等の支給方法の変更も可能になることから、市教委から担当者の意見を聞きたいと話があり、事務職員協議会・連携会議では、学校徴収金の未納改善の手立てのアンケートを実施し、市教委と意見交換を行いました。

この意見交換では、市教委から、児童手当からも未納金を引き落とすことを考えていこうとの提案もあり、この点も取り組んで行くことになりましたが、本人からの申し出が必要なこと、また、保護者への説明は市教委ではなく各学校がすることになり、統一したものでなければ学校間格差が出る等の理由から見送られました。

次に、市事協で「就学援助（事務）に関するアンケート結果の考察」をまとめ、市事協及び連携会議の役員と市教委の担当者で交流の場を別途設け交流しました。市教委から次年度の就学援助費及び被災児童生徒就学援助費の取扱について提案がありましたが、解決すべき課題が多いこと、市事協内部の意見も十分にまとまらなかったため、新しい就学援助システムの稼働に合わせた学用品費の学校長直接払いについては見送り、1 年間かけて市教委と打ち合わせを重ね、平成 28 年度より学校長直接払いが可能となりました。

昨年 1 年間は、市教委と就学援助の手引きについて話し合いをし、その中で見学旅行、宿泊学習の実施計画書の提出をなくすことができました。

今年の夏季研修会では、千歳市の就学援助事務取扱要項の検証、学用品費の学校長直接払いについての交流、手引き・様式についての検証、その他要望事項等について話し合いました。今後、学校間連携会議のHPに就学援助の手引きを掲載し、必要に応じて各学校が使用することになります。

○就学援助制度（特に「新 3 項目」）に関わり苦労していること・困っていること

新 3 項目について、平成 24 年度からPTA会費、今年度から生徒会費が支給となりましたが、部活動費については財政上の都合から支給はされておりません。今後、他市町村の状況と比較することで課題も見えてくると思います。

○今後の取組について（教育員会と協議など）

学用品費の未納を防ぐために、就学援助費（学用品費）を学校長口座へ振り込んでもらえるようになりましたが、学校長直接払いの場合は、対象となる経費について各学年の金額等を調べ、市教委に報告し、また、保護者への説明文書も学校で作成し、4 月下旬に市教委に報告しなければなりません。

（別紙、手続きフロー参照）4 月の忙しい時期にこれらの作業をすることは事務職員の負担も大きいことから、報告の時期を遅らせてもらうことや、現在は就学援助を受けている全家庭の学用品費が直接払いになるので、個別の対応について市教委へ理解していただくよう働きかけが必要になると思います。

また、今年度完成した就学援助の手引きについては、担当者が変わっても常に最新の状態を保てるよう引き継ぎ、様式の変更を行えるようにしていきたいと考えています。

新 3 項目については、最低額に合わせて支給されているPTA会費等について、個人が負担している金額を支給してもらえよう、また、部活動費の支給についても事務職員協議会・連携会議と全市

44 関係機関に働きかけていければと考えています。

45 平成28年度版 就学援助（学用品費・修学旅行費）手続きフロー

46 ★学用品費の場合

47 <校長口座への振込み対象となるもの>

- 48 • 業者に代金を支払う義務が、学校にあるもの。
49 （学校と業者間での契約であり、納品書等を
50 学校で保管するもの）
- 51 • 子どもが学校で使用するもの。
- 52 • 教育課程上必要なもの。

53 <校長口座への振込み対象とならないもの>

- 54 • 業者に代金を支払う義務が、保護者にあるもの。
55 （学校は集金しているだけのもの等）
- 56 • 学校または先生が使用するもの。
- 57 • 児童生徒が、きょうだいのお下がりがり等を使う可能性のあるもの（リコーダーや習字セット等）

56 市教委

57 4月上旬

- 58 ◆学用品費・修学旅行費支給の単価の決定
- 59 ◆口座支払依頼書兼請求書及び保護者への周知文書を学校へ提出依頼

通知

60 5月上旬

- 61 ◆認定通知書に「学用品費の給付方法の変更について」などの保護者への周知文書を同封し、認定者へ送付する

提出

62 6月末

- 63 ◆学用品費の給付
- 64 • 校長口座への直接振込をする学校の場合
 - 65 ①校長の口座へ学用品費を振込み
 - 66 ②校長口座への振込み金額が上限額に満たない場合は、その差額を個人口座に振込み
- 67 • 校長口座へ直接振込をしない学校の場合
 - 68 ①保護者の口座へ学用品費を振込み

56 学校

57 4月末まで

- 58 ◆校長口座へ直接振込をする学校の場合

- 59 1 口座支払依頼書兼請求書
- 60 2 保護者への周知文書
- 61 3 債権者マスタ

62 1～3を教育委員会に提出

- 63 ◆校長口座へ直接振込をしない学校の場合

- 64 1 口座支払依頼書兼請求書

65 1を教育委員会に提出

66 注意

67 就学援助の認定月が5月以降の保護者、
68 または、5月末までに認定が取消しとなった保護者は、学校長口座への直接振込の対象外となるため、教育委員会から保護者の口座へ学用品費を振込みます。

77 ★修学旅行費の場合

78 保護者から修学旅行費を全額徴収する場合

79 実施報告書提出後、市教委から保護者口座へ直接払い

80 未納者がいる場合

81 実施報告書において未納者がいる旨の報告を行えば、未納者分の修学旅行費を校長口座へ振込することが可能（1校につき2～3名まで）
82 ※学校から保護者と市教委へ、校長口座へ振込みするための処理を行うことを事前に伝えておくこと。

83 保護者から就学援助の補助限度額を超える金額のみを徴収する場合

84 市教委から校長口座へ振込みすることが可能
85 ※学校から保護者と市教委へ、校長口座へ振込みするための処理を行うことを事前に伝えておくこと。

(3) 2015年度 提言について

提言 17 就学援助費の支給について

提言内容

1. 就学援助費の支給に係る校長口座への振込み可能項目については、今後も学校の意見を聴きながら効果的な運用とするよう教育委員会として検討すること。
2. 各学校は、保護者負担軽減の観点に立ち学用品費の精選に努めていくこと。

石狩市では、市の就学援助事務電算システムが2015年度から更新される事となりました。これにもない、それまで石狩市公立小中学校事務職員協議会（市事協）・石狩市公立小中学校事務職員学校間連携会議（連携会議）で取りくんできた就学援助費の支給に関する課題に関して、新しい方式の導入が可能になることが考えられたことから、市教委と打ち合わせを行いながら更新に備えることとなりました。

就学援助事務電算システムの更新にかかわって市教委から、就学援助費の保護者への支給方法が変更可能になるため①就学援助事務担当者の意見を聞きたいとの話があり、②「就学援助（事務）に関するアンケート」を実施しました。このアンケートのポイントは、これまでも市内で課題になっていた、学校徴収金の未納を改善する手立てとして、6月に市教委から保護者へ一括で支給されていた学用品費について未納の場合の差し引きを含めて検討する、というものです。

③アンケート集約を行った上で定例会に市教委と意見交換を行いました。その際に就学援助の学用品費だけでなく児童手当からも未納金を引き落とすことができないか、検討を進めていきたいとの市教委からの提案もあり、取り組みを進めることとなりました。

昨年度の市事協夏季研修会（2014.7.25）では、子ども手当から未納金を徴収できる条例が制定されている市町村について交流するとことになり、北斗市と白老町の条例を取り寄せ、また、北斗市と白老町の事務職員から現状をお聞きし交流しました。

次に④市事協で「就学援助（事務）に関するアンケート結果の考察」をまとめ市事協および連携会議の役員と市教委の担当者で交流の場を別途設けて交流しました。その際に市教委より「平成27年度 就学援助費及び被災児童生徒就学援助費の取扱いについて」との文書の提案があり市教委のスタンスについても交流を行いました。

そこにも記されていますが、校長口座振込み可能項目に係る学校・保護者・業者間の債権債務関係の現状など多くの諸問題を解決しなければならないことが見えてきました。また、市事協内部の意見も十分にまとまりきらなかったことから、2015年度当初の新しい就学援助システムの稼働までに問題を解決するのは困難との見解によりもう一年間時間をかけながら取り組むこととしました。

その結果、2016年度より学用品費の一部校長口座振込みが可能となりました。しかし、現時点で校長口座振込みの対象とならない項目も存在しまだまだ課題の残る運用開始となっています。今後も市教育委員会と連絡を密にしながら準要保護家庭が不利にならないように運用して行かなければなりません。

また、就学援助費の校長口座振込みは教材費等の未納問題に端を発した事柄ですが、学校徴収金の現状、とりわけ保護者負担の課題に係わることであり、事務職員はこれまで以上に保護者負担の現状を意識し軽減に努めていくことが必要となります。